

令和2年蘭越町議会第6回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和2年 11月27日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時41分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	3番	田村 陽子	5番	永井 浩
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

8番 赤石 勝子 議員 9番 柳谷 要 議員

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
税務課長	竹内 恒雄	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育次長	田縁 幸哉	会計管理者	小木 利夫
総務課参事	渡辺 貢		
農林水産課参事兼農業委員会事務局長	木村 恭史		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第4 議案第1号 示談の締結について（物損事故）
- 日程第5 議案第2号 蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例等の一部を改正する
条例
- 日程第6 議案第3号 蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結についての議決の一部
変更について（御成橋橋梁補修工事）
- 日程第8 議案第5号 令和2年度蘭越町一般会計補正予算
（第9号）
- 日程第9 議案第6号 令和2年度蘭越町地域振興事業特別会計補
正予算（第1号）

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただ今の出席議員は１０名であります。

これより、令和２年第６回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布していますので御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、８番赤石議員、９番柳谷議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。８番、赤石議員。

○８番（赤石勝子） 令和２年第６回蘭越町議会臨時会の開会にあたりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は本日１日間といたします。日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は本日１日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第３、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第６回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第５回蘭越町議会臨時会が開催されました１１月３日以降の行政報告については、お手元に資料として御配りしておりますが、詳細をお知ら

せしたい行事等については、口頭で報告申し上げます。

１ページ、１１月４日水曜日９時から、この日は、高谷正次郎さんへ日本環境斎苑協会感謝状を伝達しております。

これは、社会的に極めて大きな役割を持つ火葬事業に尽力した方へ送られるもので、高谷さんは２０年の永きにわたり本町の火葬業務に従事され、その御功績が認められたものでございます。

１５時から、また、同日に笠井敏文さんへ、生活と環境全国大会感謝状を伝達しております。これは、廃棄物・リサイクル対策、環境保全、環境衛生監視業務などの生活環境改善業務に貢献、顕著な功労のあった方へ送られるもので、笠井さんは２４年の永きにわたり本町の塵芥収集業務を請け負われ、その御功績が認められたものでございます。

１１月１３日金曜日１１時から、この日は新見温泉を所有する中村氏が代表を務める、株式会社敷島屋の常務執行役員泉氏と千歳市に本拠地を置くプライベート観光ハイヤー会社、株式会社マイノリズムの代表長谷氏が来庁し、新見温泉の今後について報告を受けたところです。

両社の説明では、新見温泉に富裕層を対象としたバックカントリーやそのガイドを行う事業の拠点を置き、いずれは、入浴施設やキャンプ場などとして整備していきたいとの提案でございました。

私からは、中村代表が新見温泉を取得した経緯や多くのファン、伝統ある新見温泉ブランドのことをしっかり念頭に置いて事業を進めてもらいたい旨のお話ししたところでございます。

１１月１４日土曜日１０時半から、この日は港地区において地震津波訓練を実施し、住民・関係団体約６０人が参加して、消防サイレンの吹鳴とともに４か所の避難所に避難いたしました。

また、今回、町と包括連携の協定を締結しております、株式会社ヤマト運輸さんに参加していただき、災害が起きた時の連絡体制や輸送手順を確認しながら、支援物資の輸送を想定した、非常食や飲料等を運送いたしております。

その後、介護予防拠点センターみなとに集合していただき、皆さんに訓練の参加人数や避難に要した時間を報告した後、私と佐藤消防団長から講評を申し上げたところでございます。

さらに、訓練終了後、シェルプラザみなとの横にございます資機材庫へ移動いたしまして、消防・警察ほか関係機関の皆さんとともに発電機等の防災資機材の点検・操作の確認を行っております。

２ページ、１１月２５日１０時から、この日は岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進協議会が岩内町で開催され、出席いたしましたところでござ

います。今回で２回目となる協議会ですが、事務局の寿都町からは、岩宇・南後志沖は、既に準備段階に進んでいる区域に選定されているところですが、令和３年度に有望な区域としての指定を受けるため、今後、系統の確保、利害関係者の特定・整理等を取り進め、来年２月上旬には、後志海域の海岸線を有する関係７町村、泊・神恵内・共和・岩内・寿都・島牧・蘭越と関係４漁業組合との共有認識のもと、国への申請手続きを行ってまいりたいとの説明がございました。

また、この計画では、洋上風車約６０基や変電所等を想定しており、これらに係る固定資産税、大規模償却資産及び地元協力金の配分方法等について事務局から説明等がございました。

いずれにいたしましても、有望な区域として指定されてから事業が稼働するまでは１０年以上はかかると言われる大規模プロジェクトでございますので、今後とも、必要に応じて、協議会での取組状況については御報告してまいりたいと考えてはございます。

１１月２６日木曜日９時から、この日は坪田和昭さんへ瑞宝双光章の叙勲伝達を行っております。

坪田さんは、昭和４９年から令和元年までの４５年の永きにわたり、羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団幹部団員として、消防業務に尽力され、本町の住民の民心安定に多大な貢献をされました。

その御功績が認められ、今回の受章となったところでございます。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

議案第１号につきましては、車両事故による示談の締結について議決をお願いするものでございまして、北海道庁駐車場において、職員が運転する公用車を駐車しようとした際、駐車していた相手方車両と接触したものでございます。相手方車両の現状復旧費の全額２６万７，０６４円を町が負担することについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、示談の議決をお願いするものでございます。

議案第２号は、蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。この条例は蘭越町報酬等審議会の答申に基づき、蘭越町議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の引き下げについて、条例の一部の改正をお願いするものでございます。

議案第３号は、蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。この条例は、令和２年度人事院勧告の内容を踏まえ、蘭越町職員の期末手当の引き下げについて、条例の一部を

改正するものでございます。

議案第４号については、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、議決をお願いするものでございます。

令和２年６月１７日に開催しました第２回蘭越町議会定例会におきまして、御成橋橋梁補修工事に係る工事請負契約の締結について議決を頂いたところでありますが、設計内容の変更に伴い、先に議決いただきました契約金額を、増額いたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第５号につきましては、令和２年度蘭越町一般会計補正予算第９号でございますが、歳入歳出それぞれ４１８万９，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では住宅エコ化支援事業補助金２４０万９，０００円の追加、山村開発センター燃料液面計取替修理ほか７６万１，０００円など、合わせまして４０８万５，０００円の追加、民生費では公用車バンパーカバー取替修理１０万４，０００円の追加を合わせまして、歳出総額４１８万９，０００円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金３８１万７，０００円の追加と自動車損害共済金３７万２，０００円を合わせまして、歳入総額４１８万９，０００円を充当するものでございます。

議案第６号につきましては、令和２年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第１号でございますが、歳入歳出それぞれ１，３５０万円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、売店用品費１，３６０万３，０００円の追加など歳出総額１，３５０万円を追加するものです。

歳入につきましては、売店売上収入１，３５０万円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第４、議案第１号示談の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただ今上程されました、議案第１号車両事故に係る示談の締結について御説明いたします。

事故発生日時につきましては、令和２年１０月５日午後１２時４０分頃です。また、場所は、札幌市中央区北３条西６丁目北海道庁駐車場内になります。

事故の概要ですが、町公用車をバックで駐車する際、後方確認が不十分であったため、助手席側のリア部分と既に駐車していた古平町公用車の運転手側のフロント部分が接触したものです。

示談の内容ですが、相手方車両のフロントバンパー取替など現状復旧費全額２６万７，０６４円を町が負担するものです。

なお、示談の相手方は古平郡古平町大字浜町４０番地４、古平町長 貞村英之氏です。

地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、示談の締結について議会の議決をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。 質疑ありませんか。３番、田村議員。

○３番（田村陽子） はい、３番田村です。

事故の後の保険の支払いっていう、損害賠償ということで、保険の会社から一度町に入って、そちらから相手方の古平町にお支払いするというかたちを取るということをお聞きして、納得はしてるんですけど、その保険会社から直接払うことも可能なんですけれども、と言うふうな説明はちょっと伺ったもので、そこをしないでする理由と、保険料の利用って、保険料ってまたその後アップしていくことってあるんですかね。

二つ、お願いします。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） １点目ですけど、直接支払いが可能というのは、今回相手先が古平町ということもございまして、同じ保険会社、共済組合の町村会の保険も入っておりますので、それも可能だということなんですけど、通常その、個人の事になると、一応町が受けて支払うかたち、示談をしてから支払うかたちなので、そういう手続き上も、今回は相手先が同じ町村ということもございまして、可能だということもあった

んですけど、一連の流れとして、今までのとおり、一回町で受けて支払う
というかたちを取らせていただいております。

また、車両のほうなんですけど、特段、今回について、事故があったか
らと言って車両保険のほう、アップするという認識のほうはしていません
ので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 保険会社から一度入るというかたちで、収入とし
て、支出歳出として、こういう形に残ることになるということですよ。

保険会社から直接お支払いされた時というのは、町として何か記録に
残るということはないから、このかたちを取ると理解していいんでしょう
か。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 基本的に町の予算ですけど、総計予算主義とい
うかたちがございまして、入ったお金はやっぱり収入で入れると。

出したお金は出すということで、その総計主義ということもございま
して、1回やっぱり、収入に入るものは確実に収入に入れて、歳出で出す
ということが基本となっておりますので、御理解頂ければと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。9番、柳谷議員。

○9番（柳谷要） ただ今の質疑聞いてて、あまりはっきり認識しないん
ですけど、総計主義の立場から言うと、全て会計をくぐらすということ
になるわけですけど、その辺明快に、保険会社から当該町村に支払いす
るという、そう取られる発言も質疑の中であったんですが、その辺はっ
きりさせたほうがいいかと思います、いかがでしょうか。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 今回、保険会社のほうからは、同じ保険がかん
でるので、直接、町村に払うことも可能だということを事務的に言われ
ただけでございまして、町としては総計予算主義というのもございま
すので、1回入ってくるお金は町に入れると、そして歳出については、かか

ったお金は支払うという形を取らせていただいているということで理解していただきたいと思います。改めてなんですけど、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号示談の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第5、議案第2号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題いたします。提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただ今上程されました、議案第2号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、令和2年度人事院勧告による、期末手当0.05か月分の引き下げの内容を踏まえ、また、11月17日に開催されました特別職報酬等審議会におきまして、改定の答申を受けており、議会議員、特別職の期末手当について、一括改正の上程をさせていただくものです。それでは、参考資料①を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

初めに、第1条の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、条例第4条第2項中、100分の225を100分の222.5に人事院勧告にならい、0.05月分を減少するよう改めるもので、6月12月の支給がそれぞれ222.5と改正するものです。

次に、第2条の蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正ですが、第1条と同様に条例第4条第2項中、100分の225を100分の22

2. 5に改めるものです。

次の第3条の蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正ですが、2ページ目になります、

前条同様となりますが、条例第3条第3項中、100分の225を100分の222.5に改めるものです。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。また、第2項から第4項までは経過措置で、令和2年度に限り、それぞれ、改正後の条例中、100分の222.5とあるのは100分の220と読み替えて適用するものです。

このことですが、今年度に限り6月分の引き下げられた支給割合100分の2.5を12月の支給割合で減額する規定となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号示蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただ今上程されました、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、令和2年度人事院勧告の内容を踏まえ、

期末手当支給率の改正を行う必要があることから、上程させていただくものです。それでは、参考資料②を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

初めに、第1条関係ですが12月に支給する期末手当の支給割合を改めるものです。

条例第23条第2項の改定につきましては、職員に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の130から100分の125に改め、令和2年度中に支給される期末手当の支給割合を0.05か月分減少するものです。

第3項の規定につきましては、同項は再任用職員に対して支給する期末手当に関する規定ですが、同条第2項を読み替えることとされておりますので、第2項の改定と合わせて100分の130を100分の125に改めるものです。次に、2ページになります。

第2条として、令和3年度から適用となる改正分ですが、令和3年4月1日以降に6月と12月に支給する期末手当の支給割合を平準化するもので、本条例第1条において改められる第23条第2項及び第3項中の100分の125を100分の127.5に改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては公布の日といたしますが、第2条につきましては令和3年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第4号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただ今上程されました、議案第4号工事請負契約の締結についての議決の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

参考資料③も併せて御覧願います。

令和2年6月17日開催の第2回蘭越町議会定例会において、議決いただきました、御成橋橋梁補修工事に係る工事請負契約の締結についての一部を変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容は、工事請負契約の締結についての表、契約金額の項中、消費税1,435万円を含む1億5,785万円を、消費税1,473万9,000円を含む1億6,212万9,000円に改め、契約金額を427万9,000円増額するものでございます。

この工事の請負金額の変更内容につきまして御説明申し上げます。

御成橋橋梁補修工事につきましては、国土交通省道路局所管、大規模修繕・更新補助事業の認可を受け5年の計画で橋梁長寿命化大規模修繕補助事業において実施しております。

当該補助事業につきましては、北海道の担当者より内示のあった事業費につきましては不用額を出さないようにと国から求められており、入札による執行残等が発生した場合、次年度に予定している工事の前倒しを検討するなど、設計変更を視野に入れ補助金の不用額を極力出さないよう、進めていただきたいとの指導がありました。

北海道の指導を受け、施工業者及び実施設計コンサルと協議した結果、参考資料の最後のページの図面になりますが、主な修繕として、床版及び地覆部のひび割れ補修箇所の追加、また、次年度に計画している防護柵の一部取替の実施のため、変更をお願いするものでございます。

この工事によりまして、当初設計金額に対し消費税を含みまして、4,27万9,000円増額となるものでございます

なお、当該工事は、設計金額に対しまして落札率96.9%、1億5,785万円で契約してございますので、変更後の契約金額は、変更後の設計額に96.9%を乗じた1億6,212万9,000円とさせていただきたく、議会の議決をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 3番、田村議員。

○3番（田村陽子） 3番、田村です。

変更の増額が次年度の前倒しにすることはお聞きして理解して
ますが、もし、5年間の事業ということで、最終年度に出た、例えば不用
額が出るとすると、その不用額というのは、残額というのはその時はど
ういうふうな扱いになるのでしょうか。

今回これ、翌年度まだ工事があるから前年度に前倒しをして、不用額
として出さないで使い切るということを理解したんですけど、例えば最
後の年に残が出たとした時の扱いというか、それはまあ国に戻すとかそ
ういうかたちはできるのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） この工事は5年の契約でございまして、今年4
年目、来年最終年度なんですけど、今の御質問なんですけど、請求金額に
対して不用額が発生した場合、次年度、工事が無いものですから、その部
分は道のほうと協議しまして、極力、不用額を出さないようにというこ
となので、その辺は調整させていただいて、残った部分は返還というか
返すことになると思いますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についての議決の一部変更
についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第5号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただ今上程されました、議案第5号令和2年度蘭越町一般会計補正予算第9号につきまして御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は、72億1,532万5,000円で、歳入歳出それぞれ、418万9,000円を追加し、72億1,951万4,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額26万8,000円。特定財源その他26万8,000円は、自動車損害共済金です。

21補償補填及び賠償金26万8,000円。議案第1号で御説明いたしました車両事故に係る相手側への賠償金です。

4目財産管理費、補正額64万7,000円。11役務費64万7,000円。樹木伐採手数料で、役場第1車庫付近における支障木伐採後の切株が景観も悪く、保育所園児の散歩の際など、危険なことから撤去をするものです。

5目企画費、補正額240万9,000円。18負担金補助及び交付金240万9,000円。住宅エコ化支援事業補助金で、当初予算で見込んでおりました金額より申請も多く追加をお願いするものです。なお、申請件数は現時点で16件となっております。

13目施設管理費、補正額76万1,000円。10需用費76万1,000円。修繕料で、山村開発センターの燃料液面計の不具合が生じたことから取替修理するもの45万円、また、御成生活改善センターの屋外になりますが、漏水が確認されたことから修繕するもの31万1,000円の追加をお願いするものです。

3款民生費 1項社会福祉費 3目老人福祉費、補正額10万4,000円。特定財源その他10万4,000円は、自動車損害共済金です。

10需用費10万4,000円。議案第1号で御説明いたしました事故に係る本町所有の公用車のバンパーカバーの取替修理です。

続いて、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額381万7,000円、1繰越金、前年度繰越金です。22款諸収入は、説明を省略します。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号 蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第6号 令和2年度 蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただ今上程されました、議案第6号 令和2年度 蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。この会計の現在の歳入歳出予算の総額は、5,318万円でございまして、この総額に1,350万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,668万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

2款 事業費 1項 事業費 1目 売店事業費、補正額1,350万円。

8旅費7万7,000円で、会計年度任用職員の転居に伴う費用弁償の追加でございます。10需用費1,360万3,000円。売店用品の追加で、東京にありますシミックホールディングス株式会社様にらんこし米を購入いただきましたことから、仕入れの予算が不足しますので、

補正するものでございます。

26公課費18万円の減。消費税の確定申告による納税額の確定でございます。

続いて歳入について御説明いたします。5ページでございます。

1款事業収入 1項事業収入 2目売店事業収入、補正額1,350万円。1節売店売上1,350万円、売店売上収入を1,500万円追加いたしまして、アイスクリーム売上収入を150万円減額するものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号令和2年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和2年第6回蘭越町臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前10時41分 閉会